平成２４年（フ）第５１号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬959番地１号
破産者　オートコレクション株式会社
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７２７９号
大阪府吹田市南金田２丁目17番７号
破産者　株式会社ケイデザイン
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７３号
大阪府東大阪市菱江３丁目16番24号
破産者　株式会社まだん
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１１号
大阪府枚方市東香里元町28番28号
破産者　株式会社Ｓ・Ｇ住設
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１７号
大阪府松原市立部３丁目400番地の４
破産者　有限会社福島電機
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８２号
大阪市中央区粉川町１番８―406号
破産者　有限会社シーロード
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３３号
大阪市北区神山町９番３号
破産者　有限会社日吉商会
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３７号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目755番地
破産者　有限会社コロニー
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１７号
大阪府藤井寺市小山９丁目２番20号
破産者　株式会社プロパックアース
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
島根県浜田市三隅町岡見290番地１　山根病院三隅分院内、住民票上の住所島根県浜田市三隅町折居416番地
破産者　下岡　武司
法定代理人成年後見人　山田　明弘
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１５８号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷117番地７
破産者　藤和建設株式会社
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
大分市大字勢家855番地の７
破産者　有限会社ラブリー大分
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
鹿児島県姶良市加治木町本町105番地
破産者　久山　徹朗
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９７９８号
大阪府大阪市北区茶屋町10―２　渡部ビル３階
破産者　株式会社エアフール
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１１７号
横浜市港北区綱島西６丁目13番32号
破産者　株式会社ティー・エム・ピー
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２１号
横浜市南区山谷104番地６
破産者　株式会社イシダプランニング
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
岐阜市萱場南３丁目２番24号
破産者　株式会社トラベルエリート
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６３号
岐阜市木田１丁目138番地１
破産者　松谷　美次
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
山口県下松市大字笠戸島760番地１
破産者　株式会社ダイナコムテクニカ
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０６６号
北九州市八幡西区本城東１丁目14番46号
破産者　有限会社正建興産
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７６号
宮崎市高岡町五町191番地
破産者　有限会社しみず
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３９号
宮崎県小林市堤2763番地
破産者　西諸圧送興業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４５号
宮崎県都城市都原町7992番地４
破産者　ヨシキ工業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部